

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第43号

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定（第3条—第10条）
- 第3章 届出、書類の備置き等（第11条—第15条）
- 第4章 監督（第16条—第19条）
- 第5章 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会（第20条—第26条）
- 第6章 雜則（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促

進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の指定の基準等及び指定特定非営利活動法人の適正な事業活動の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定 特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として別に条例で定めることをいう。
- (2) 指定特定非営利活動法人 指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第2章 指定

（指定の申出）

第3条 指定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所（市内の事務所に限る。第11条第1項第4号において同じ。）（以下「主たる事務所等」と総称する。）の所在地、電話番号並びに設立の年月日
 - (2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（法第9条に規定する所轄庁をいう。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市所轄法人」という。）が申出をする場合には、第3号から第5号までに掲げる書類を添付することを要しない。
- (1) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (3) 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年

度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。) 内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録並びに年間役員名簿（当該事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに当該事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(4) 役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）

(5) 定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。以下同じ。）

（指定の基準等）

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1) 市内に事務所を有すること。

(2) 市内で行うその特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであり、かつ、当該事業が継続して行われる見込みがあると認められること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者のうち規則で定めるものの数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であり、かつ、実績判定期間内の日を含む各事業年度において受け入れた寄附金のうち規則で定めるものの額の合計額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た額が規則で定める額以上であること。

イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、無償でその特定非営利活動に係る事業に従事した者のうち規則で定めるものの延べ人数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であり、かつ、当該者が当該事業に従事した時間数の合

計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。

(4) 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が 100 分の50未満であること。

ア 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(5) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその主たる事務所等において閲覧させること。

ア 事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿及び定款等

イ 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(7) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(8) 法第45条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる基準に適合すること。

(9) 実績判定期間において、第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに前号に掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 市長は、前項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会の意見を聞くものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第5条 前2条に定めるもののほか、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定を受けることができない。

(1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

- ア 指定特定非営利活動法人が第19条第1項（第1号を除く。）又は第2項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
イ 法第47条第1号イからニまでのいずれかに該当する者
- (2) 第19条第1項（第1号を除く。）又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- (3) 法第47条第2号から第6号までのいずれかに該当するもの
(指定の通知等)

第7条 市長は、指定があつたときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかつたときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 市長は、指定があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定に係る指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 名称
(2) 代表者の氏名
(3) 主たる事務所等の所在地
(4) 当該指定の有効期間
(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(指定の有効期間及びその更新)

第8条 指定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。）は、当該指定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の指定の有効期間の満了日の翌日。第12条第1項において同じ。）から起算して5年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下この項において「更新申出期間」という。）に、市長に有効期間の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間にその申出をすることができないときは、この限りでない。

4 第3条、第4条第1項（第7号に係る部分を除く。）及び第2項並びに第5条から前条までの規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。この場合において、第4条第1項第8号中「法第45条第1項第3号、第6号」とあるのは「法第45条第1項第3号（口を除く。）」と、第4条第1項第9号中「第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに前号に掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号イに掲げる基準を除く。）」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

（指定の失効）

第9条 指定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定は、その効力を失う。

- (1) 指定の有効期間が経過したとき。
- (2) 指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が次条第1項の確認を経ずにその効力を生じたとき。
- (3) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 市長は、前項の規定により指定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第10条 指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について市長の確認を受けたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの条例の規定による指定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 前項の確認を受けようとする指定特定非営利活動法人は、市所轄法人であ

るものにあっては法第34条第3項の認証の申請に併せて、市所轄法人でないものにあっては同項の認証の申請後速やかに、市長に前項の確認の申請をしなければならない。

- 3 第3条、第4条（第1項第7号に係る部分を除く。）、第6条、第7条及び第12条第1項の規定は、第1項の確認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 届出、書類の備置き等

（変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員の氏名又は住所若しくは居所
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所又はその他の事務所の所在地
- (5) 現に行っている事業の概要

- 2 前項の規定にかかわらず、市所轄法人であるものが、法第25条第3項の認証を受けたとき又は同条第6項の規定による届出をしたときは前項第1号に掲げる事項の変更に係る届出を、法第23条第1項の規定による届出をしたときは前項第2号に掲げる事項の変更に係る届出を、法第53条第1項の規定による届出をしたときは前項第3号に掲げる事項の変更に係る届出を要しない。
- 3 市長は、指定特定非営利活動法人について、第7条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

（申出書の添付書類等の備置き等及び閲覧）

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類、事業報告書等その他規則で定める書類を、指定の日から起算して5年間、その主たる事務所等に備え置かなければならない。

- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その主たる事務所等に備え置かなければならない。
- (1) 前事業年度の寄附者名簿（当該事業年度に当該指定特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）
 - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその主たる事務所等に備え置かなければならない。
- 4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第2項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその主たる事務所等に備え置かなければならない。
- 5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる書類、事業報告書等、第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は前2項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその主たる事務所等において閲覧させなければならない。
- （事業報告書等の提出）

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び前

事業年度の地域の課題の解決に資する事業の報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第3項又は第4項の書類を市長に提出しなければならない。

(申出書の添付書類等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる書類又は事業報告書等、第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(解散の届出)

第15条 清算人は、指定特定非営利活動法人(市所轄法人であるものを除く。)が解散した場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 監督

(報告及び検査)

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 4 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(その他の事業の停止)

第18条 市長は、その他の事業（法第5条第1項に規定するその他の事業をいう。以下この項において同じ。）を行う指定特定非営利活動法人につき、法第5条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該指定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(指定の取消し)

第19条 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は第8条第2項の有効期間の更新を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく、第17条第3項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当する場合において、第17条第3項の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 第4条第1項第2号、第5号ア若しくはイ又は第8号（法第45条第1項第3号及び第7号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第12条第5項又は第13条第1項の規定を遵守していないとき。
- (3) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の处分に違反したとき。

- 3 市長は、指定の取消しがあったときは、その取消しに係る特定非営利活動法人に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 市長は、指定の取消しがあったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
- 5 第4条第2項の規定は、第2項の手続について準用する。

第5章 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会

(審査会)

第20条 市長の附属機関として、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
 - (1) この条例の規定により審査会の意見を聞くこととされた事項
 - (2) その他指定特定非営利活動法人に関する重要な事項
(組織及び委員)

第21条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、特定非営利活動法人の運営組織又は事業活動に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
(会長)

第22条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(会議)

第23条 審査会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

第24条 審査会において必要があると認めたときは、関係者その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第25条 審査会の庶務は、市民経済局において行う。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雜則

(名称等の使用制限)

第27条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(協力依頼)

第28条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。